妙鏡院　独身・夫婦・家族の永代供養墓　契約書

請負者	郵便番号	住　所		
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1		
	電　話	0952－73－2882		
	妙　鏡　院	住職	阿比留　節　眞	㊞

申　込　日	年　月　日	
申請者	郵便番号	住　所
(乙)	－	
申込者の氏　名		㊞
自　宅　電　話		
携帯電話		

●この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。
別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解し承諾したので、下記、永代供養者について永代供養を申込みます。

独身・夫婦・家族墓、埋葬者の永代供養は合同で正月・春と秋の彼岸・7月のお盆・8月のお盆
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養の折、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

永　代　供　養　対　象　者		
俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

永　代　供　養　対　象　者		
俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

(乙)は別紙(または裏面記載)の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。

○　個人が個別に年忌法要などの法事を依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。

妙鏡院　独身・夫婦・家族墓の合同永代供養　規約

※申込ついての注意事項※

第01条　申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。

第02条　永代供養の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、
申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。

第03条　永代供養対象者（以下『対象者』という。）は、その宗旨に関わらず、妙鏡院の信者として供養を受けるものとする。

第04条　この独身・夫婦・家族の永代供養墓のみペットの納骨も可能である。
※ペットも家族の一員であるため納骨を許可するも、ペットを納骨する場合は、荼毘（火葬して遺骨になっていること）

第05条　妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って埋葬者の供養を合同で永遠に行うものとする。
ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。※この独身・夫婦家族墓は永遠に改葬（解体）はしない。同居者を除き家族以外の方と埋葬（納骨）は永遠にしない。

第06条　この墓石に納骨する時は原則骨壷ごと納骨する。（複数の方を納骨する場合は骨壷から出して納骨する場合もある）
複数の方を納骨する場合、別途費用を頂戴し、第15条に定める利用条件を承諾出来る者のみ利用可能とする。

第07条　永代供養者を永代供養過去帖に記載し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない。

第08条　申込者は、妙鏡院が定める永代供養料・墓石・納骨供養料（人数分）のお布施。必要経費を一括で支払う。
2名様まで俗名・戒名・没年月日・享年を彫刻する費用を含む。（2名様以上の彫刻は別途費用を頂戴する）

第09条　※妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年の合同永代供養料、寄付、
供養塔追加建設に関する一切の費用を永遠に求めない。

第10条　妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者のお葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合
原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴するものとする。（申込前にお布施・経費は住職に確認のこと）

第11条　永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、1霊に付き別途3万円（お布施は変動あり）のお布施を頂戴する。
また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。（住職に確認のこと）

第12条　申込後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。

第13条　この申込承認書（契約書）を紛失した場合、申込承認書（契約書）の再交付は絶対に致しません。
納骨時に申込承認書と火葬埋葬許可書か正式な証明書が無い場合、納骨は出来ません。（特別な理由で
住職が認めた場合は除く）（保管の際は十分に気を付けて下さい。）

第14条　本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院住職及び申込者で
協議の上解決を図るものとする。

第15条　この永代供養墓に納骨する場合、別途費用（納骨供養料、1霊2万円・追加墓石彫刻料1霊3万円）を納め
妙鏡院住職に申請をしなければいけない。（ペットも同じく　1霊に2万円・墓石彫刻（希望者）　1霊3万円）です。

※妙鏡院永代供養墓（独身・夫婦・家族墓）納骨する時の絶対必需品※

① 死体火葬（埋葬）許可書、もしくは改葬許可書　② この申込承認書
③お供え物（花・菓子・果物・飲み物・線香大箱1箱（毎日香）・大口3号ローソク1箱）をお供え下さい。

妙鏡院　独身・夫婦・家族の永代供養墓　契約書

請負者	郵便番号	住　　所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1番地	
	電　話	0952－73－2882	
	妙　鏡　院	住職　阿比留　節　眞	㊞

申　込　日	年　　月　　日	
申請者	郵便番号	住　　所
(乙)	－	
申込者の氏　名		㊞
自　宅　電　話		
携帯電話		

●この申込契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。
別紙(または裏面)に記載の申込規約の内容を理解し承諾したので、下記、永代供養者について永代供養を申込みます。

独身・夫婦・家族墓、埋葬者の永代供養は合同で正月・春と秋の彼岸・7月のお盆・8月のお盆
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養の折、永代供養者の施餓鬼供養も妙鏡院本堂で行う。

永　代　供　養　対　象　者		
俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

永　代　供　養　対　象　者		
俗名(生前の氏名)		年齢(満)
没年月日		歳
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。		

(乙)は別紙(または裏面記載)の規約内容を理解し、承諾したので(甲)と契約致します。

○　個人が個別に年忌法要などの法事を依頼する場合のみ、合同の永代供養とは異なる為、お布施ならびに必要経費は別途頂戴します。

妙鏡院　独身・夫婦・家族墓の合同永代供養　規約

※申込ついての注意事項※

第01条　申込者は、申込みに際し、関係法令を遵守すること。

第02条　永代供養の申込に関し、妙鏡院の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、
申請者（申請者が死去の場合）その家の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。

第03条　永代供養対象者（以下『対象者』という。）は、その宗旨に関わらず、妙鏡院の信者として供養を受けるものとする。

第04条　この独身・夫婦・家族の永代供養墓のみペットの納骨も可能である。
※ペットも家族の一員であるため納骨を許可するも、ペットを納骨する場合は、荼毘（火葬して遺骨になっていること）

第05条　妙鏡院は、妙鏡院が存続する間、妙鏡院の方式で責任を持って埋葬者の供養を合同で永遠に行うものとする。
ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。※この独身・夫婦家族墓は永遠に改葬（解体）はしない。同居者を除き家族以外の方と埋葬（納骨）は永遠にしない。

第06条　この墓石に納骨する時は原則骨壷ごと納骨する。（複数の方を納骨する場合は骨壷から出して納骨する場合もある）
複数の方を納骨する場合、別途費用を頂戴し、第15条に定める利用条件を承諾出来る者のみ利用可能とする。

第07条　永代供養者を永代供養過去帖に記載し保管する。法令等に基づく場合を省き、一切公開・公表はしない。

第08条　申込者は、妙鏡院が定める永代供養料・墓石・納骨供養料（人数分）のお布施。必要経費を一括で支払う。
2名様まで俗名・戒名・没年月日・享年を彫刻する費用を含む。（2名様以上の彫刻は別途費用を頂戴する）

第09条　※妙鏡院は、申込者に年会費、管理費、入壇料、毎年の合同永代供養料、寄付、
供養塔追加建設に関する一切の費用を永遠に求めない。

第10条　妙鏡院は、永代供養対象者・それ以外の者のお葬式・年忌供養など別途申込依頼があった場合
原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴するものとする。（申込前にお布施・経費は住職に確認のこと）

第11条　永代供養者の年忌供養を特別に依頼する場合は、1霊に付き別途3万円（お布施は変動あり）のお布施を頂戴する。
また、内容によっては別途経費が生じる場合もある。（住職に確認のこと）

第12条　申込後は如何なる理由があろうとも契約解除・クーリングオフは適用しないのでお骨・費用は返還しない。

第13条　この申込承認書（契約書）を紛失した場合、申込承認書（契約書）の再交付は絶対に致しません。
納骨時に申込承認書と火葬埋葬許可書か正式な証明書が無い場合、納骨は出来ません。（特別な理由で
住職が認めた場合は除く）（保管の際は十分に気を付けて下さい。）

第14条　本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、妙鏡院住職及び申込者で
協議の上解決を図るものとする。

第15条　この永代供養墓に納骨する場合、別途費用（納骨供養料、1霊2万円・追加墓石彫刻料1霊3万円）を納め
妙鏡院住職に申請をしなければいけない。（ペットも同じく　1霊に2万円・墓石彫刻（希望者）　1霊3万円）です。

※妙鏡院永代供養墓（独身・夫婦・家族墓）納骨する時の絶対必需品※

① 死体火葬（埋葬）許可書、もしくは改葬許可書　② この申込承認書
③お供え物（花・菓子・果物・飲み物・線香大箱1箱（毎日香）・大口3号ローソク1箱）をお供え下さい。

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	墓石に彫刻する・しない		年齢(満)
	○×を付けて下さい		歳
没年月日			
	墓石の彫刻		
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			